

福岡県公報

平成19年7月9日
第2700号

目次

告示(第1328号—第1332号)

漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (水産振興課)	1
(商業・地域経済課)	2
公有水面埋立ての竣工認可 大規模小売店舗の新設の届出 (港湾課)	2
(商業・地域経済課)	3
都市計画事業の認可 公告 (公園街路課)	4
一般競争入札の実施 選挙管理委員会 (警察本部会計課)	4
参議院福岡県選出議員選挙に係る選挙人名簿の登録 参議院福岡県選出議員選挙に係る在外選挙人名簿の縦覧期間 (地方課)	6
(地方課)	6
参議院福岡県選出議員選挙における政見放送を行うことができる一 般放送事業者及び政見放送の回数 (地方課)	7
雑報	
平成19年度行政書士試験の実施 (財団法人行政書士試験研究センター・地方課)	7

告示

福岡県告示第1328号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105

条の2第3項の規定による次の届出に係る特定第2号漁業者の同意は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により公示する。

平成19年7月9日

福岡県知事 麻生 渡

発起人の住所及び氏名並びに区域及び区分

住 所	氏 名	区 域 (漁業共済の加入区の名称)	区 分
糸島郡二丈町大字深江 "	桜井 富 男 谷口 利 幸	糸島漁業協同組合の地区のうち 旧深江漁業協同組合の地区 (深江加入区)	小型一般 漁業
糸島郡志摩町野北 "	白石 年 正 久家 貞 幸	糸島漁業協同組合の地区のうち 旧野北漁業協同組合の地区 (野北加入区)	小型船び き網漁業
糸島郡志摩町野北 "	久家 広 喜 柴田 吉 男	糸島漁業協同組合の地区のうち 旧野北漁業協同組合の地区 (野北加入区)	小型一般 漁業
糸島郡志摩町野北 "	西崎 秀 太 西崎 武 幸	糸島漁業協同組合の地区のうち 旧野北漁業協同組合の地区 (野北加入区)	総トン数 10トン以 上100ト ン未満の 漁船によ り営む漁 業
福岡市西区玄界島 "	梅田 土司晴 細江 四男美	福岡市漁業協同組合の地区のう ち 旧玄界島漁業協同組合の地区 (玄界島加入区)	小型一般 漁業
福岡市西区玄界島 "	松田 武 治 久保田 満	福岡市漁業協同組合の地区のう ち 旧玄界島漁業協同組合の地区 (玄界島加入区)	総トン数 10トン以 上100ト ン未満の 漁船によ り営む漁 業

福岡県告示第1329号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び飯塚商工事務所において縦覧に供する。

平成19年7月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 シュープラザ飯塚穂波店、洋服の青山飯塚穂波店、CALAJA飯塚穂波店
- (2) 所在地 福岡県飯塚市弁分門ノ町15-7 外5筆

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

- (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項
意見なし
- (2) 歩行者の通行の利便の確保等
意見なし
- (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
意見なし
- (4) 騒音の発生に係る事項
意見なし
- (5) 廃棄物に係る事項等
意見なし
- (6) 町並みづくり等への配慮等
意見なし
- (7) その他

・当開発については「飯塚市開発指導要綱」を遵守すること。また、表示面積の合計が15㎡を超える広告物を提出する場合は「福岡県屋外広告物条例」による許認可を得ること。

・来店及び退店ルートに市道を使用する計画であるので、十分に穂波支所経済建設課と協議をしてください。

・指定ごみ袋で5袋を超える場合の排出は穂波地区業者と収集運搬について協議を行うこと。

・土砂以外の廃棄物を埋め立てないこと。特定建設作業を実施する場合は、事前に届けること。

・工事に際し、北側農業用施設（水路）に土砂等の流入しないよう、予防願います。農業用施設に損害を与えた場合は、原型復旧願います。

・来店及び退店ルートに関し、出入口4は、交差点停留滞にあるため、渋滞及び出入等の際の事故等が危惧されるため、出入りの規制等について関係機関と協議すること。

福岡県告示1330号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定に基づき、次のように公有水面の埋立ての竣功を認可したので、同条第2項の規定により告示する。

平成19年7月9日

苅田港港湾管理者 福岡県

代表者 福岡県知事 麻生 渡

1 竣功認可年月日

平成19年6月20日

2 竣功認可を受けた者の名称及び住所（主たる事務所の所在地）並びにその代表者の

氏名

(1) 竣功認可を受けた者

福岡県

福岡市博多区東公園7番7号

(2) 代表者

福岡県知事 麻生 渡

3 竣功認可をした埋立区域

(1) 位置

京都郡苅田町鳥越町9番1の地先公有水面

(2) 区域

2-2-1工区

次の各地点のうち㉓の地点と㉔の地点を結んだ線、㉔の地点と㉕の地点を結んだ線、㉕の地点と㉖の地点を結ぶ昭和54年7月20日付け54港第45号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D・Lプラス4.04メートルより決定）、㉓の地点と㉖の地点を結んだ線により囲まれた区域

㉓の地点 松山三角点（北緯33度48分10秒14、東経130度59分17秒41（日本測地系））から80度31分03秒、2,143.29メートルの地点

㉔の地点 ㉓の地点から157度14分00秒、160.00メートルの地点

㉕の地点 ㉔の地点から247度14分00秒、430.00メートルの地点

㉖の地点 ㉕の地点から337度14分00秒、160.00メートルの地点

(3) 面積

2-2-1工区 68,800.14平方メートル

4 埋立ての免許の年月日及び番号

平成7年2月23日6港第419号

5 公有水面埋立法第22条第3項の規定により関係図書を閲覧に供する市町村の事務所
苅田町役場

福岡県告示第1331号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成19年7月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成19年6月18日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 スーパーセンタートライアル甘木店（仮称）

(2) 所在地 福岡県朝倉市屋永字西原4309番1 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
株式会社トライアルカンパニー	福岡県福岡市東区多の津1丁目12番2号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
株式会社トライアルカンパニー	福岡県福岡市東区多の津1丁目12番2号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成20年2月20日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,461.7m²

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
福岡県朝倉市屋永字西原4309番1 外	237

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
福岡県朝倉市屋永字西原4309番1 外	30

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
福岡県朝倉市屋永字西原4309番1 外	266.4

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量 (立方メートル)
福岡県朝倉市屋永字西原4309番1 外	49.5

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社トライアルカンパニー	24時間	-

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2ヶ所 朝倉市屋永字西原4309番1 外

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

福岡県告示第1332号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年7月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 施行者の名称

福岡市

2 都市計画事業の種類及び名称

福岡都市計画道路事業 3・3・183号 長尾橋本線
3・4・46号 西新早良線

3 事業施行期間

平成19年7月9日から平成26年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

福岡市早良区飯倉2丁目、3丁目及び4丁目並びに原6丁目、7丁目及び8丁目
地内

(2) 使用の部分

福岡市早良区飯倉3丁目及び4丁目並びに原6丁目及び7丁目地内

公 告

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年7月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

行政処分用ページプリンタ等機器賃貸借契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成19年10月1日から平成22年9月30日までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部交通部運転免許管理課が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成19年8月1日現在において、次の条件を全て満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA、A

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められるもの。
 (3) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の実績を有すること。
 (4) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。
 (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。

- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 641 - 4141 内線2243

- 5 契約条項を示す場所

4の部局とする。

- 6 入札説明書の交付

- (1) 平成19年7月9日（月）から平成19年7月31日（火）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時30分から午後6時00分まで

- (2) 場所

4の部局とする。

- 7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- 8 入札書の提出期限及び提出場所

- (1) 提出期限

平成19年8月1日（水） 午後6時00分

- (2) 提出場所

4の部局とする。

- (3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

- 9 開札の日時及び場所

- (1) 日時

平成19年8月2日（木） 午前10時30分

- (2) 場所

〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部視聴覚室（地下1階西側）

- (3) その他

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない

職員を立ち合わせてこれを行う。

- 10 予定価格を下回る入札がない場合の措置

開札をした場合において予定価格を下回る入札がないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合においては直ちにその場で、それ以外の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

- 11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

12 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、10により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が受領期限までに納付されず、又は11の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

13 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第89号

近く執行される予定の参議院福岡県選出議員選挙に係る公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項の規定に基づく選挙人名簿の登録について、その要領を次のとおり定めた。

平成19年7月9日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

- 1 登録の基準日 平成19年7月11日
ただし、選挙人名簿被登録資格者の年齢については、平成19年7月29日をもって算定するものとする。
- 2 登 録 日 平成19年7月11日
- 3 縦 覧 期 間 平成19年7月12日の1日間

福岡県選挙管理委員会告示第90号

近く執行される予定の参議院福岡県選出議員選挙に係る公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第1項の規定に基づく在外選挙人名簿の縦覧期間を、次のとおり定めた。

平成19年7月9日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

縦覧期間 平成19年7月12日の1日間

福岡県選挙管理委員会告示第91号

第21回参議院議員通常選挙において、福岡県選出議員選挙の候補者が政見放送を行うことができる一般放送事業者及び当該一般放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を、次のとおり定めた。

平成19年7月9日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

1 テレビジョン放送

一般放送事業者名	回数
アール・ケー・ピー毎日放送株式会社	2
株式会社ティー・ヴィー・キュー九州放送	1

2 ラジオ放送

一般放送事業者名	回数
アール・ケー・ピー毎日放送株式会社	1

雑 報

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により福岡県知事から委任された平成19年度行政書士試験を次のように実施する。

平成19年7月9日

財団法人行政書士試験研究センター
理事長 池ノ内 祐 司

1 試験期日

平成19年11月11日（日） 午後1時から午後4時まで

2 試験場所

福岡市東区和白東3丁目30番1号 福岡工業大学

3 試験の科目及び方法

イ 試験の科目

(1) 行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数 46題）

憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成19年4月1日現在施行されている法令に関して出題する。

(2) 行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数 14題）

政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

ロ 試験の方法

(1) 試験は、筆記試験によって行う。

(2) 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とする。記述式については、40字程度で記述するものを出题する。

4 受験手続

イ 郵送による受験申込み

(1) 受付期間

平成19年8月6日（月）から9月7日（金）まで

(2) 受付機関及び申込方法

（財）行政書士試験研究センター（以下「センター」という。）

受験願書と一緒に配布する封筒（あて先は印刷済み。）により配達記録郵便で郵送すること。9月7日の消印があるものまで受け付ける。

(3) 受験手数料

7,000円

納付方法については、試験案内に記載された方法による。

(4) 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

郵送配布

配布期間

平成19年8月6日（月）から8月31日（金）まで

郵送を希望する者は、140円分の切手を貼った、あて先明記の返信用封筒

(角形2号(A4サイズ用紙が折らずに入る大きさ))を同封した上、封筒の表に「願書請求」と朱書きして下記あて先まで郵便で請求すること(8月31日必着のこと)。

〒100-8779 東京中央郵便局留

(財)行政書士試験研究センター

窓口配布

配布期間

平成19年8月6日(月)から9月7日(金)まで(下記の配布場所のうち、福岡県行政書士会を除く配布場所においては土曜及び日曜を除き、福岡県行政書士会においては土曜、日曜並びに8月13日(月)から15日(水)までを除く。)

配布場所

- ・ 福岡県総務部地方課、県民情報センター、北九州県民情報コーナー、京築県民情報コーナー、筑豊県民情報コーナー及び筑後県民情報コーナー(配布時間は午前8時30分から午後5時15分まで。)
- ・ 福岡県行政書士会(福岡市博多区千代4丁目29番46号アストール博多ビル2階。配布時間は午前9時から午後5時まで。)

□ インターネットによる受験申込み

(1) 受験申込画面への入力

センターのホームページ(<http://gyosei-shiken.or.jp>)からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力すること。

(2) 受験手数料の払込み

受験手数料(7,000円)の払込みは、クレジットカード(申込者本人名義のものに限る。)による決済のみとする。

利用できるクレジットカード

VISA・Master・UC

いったん払い込まれた受験手数料は、原則として返還しない。

(3) 受付期間

平成19年8月6日(月)午前9時から9月4日(火)午後5時まで

この出願システムは、9月4日(火)午後5時で終了する。午後5時までに入力を完了していないと、たとえ接続中(入力中)であっても申込みができなくなるので注意すること。

最終日(9月4日)は混雑が予想されるので、余裕を持って申し込むこと。

5 特例措置の実施

身体の機能に著しい障害のある者については、障害の状態により必要な措置(点字試験を含む。)を講ずることがあるので、受験申込みに先立ち、必ずセンターに相談すること。

6 合格発表の日時及び方法

イ 合格発表の日時

平成20年1月28日(月)午前9時

ロ 合格発表の方法

センターの掲示板に合格者の受験番号を公示(掲示)するとともに、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送する。また、センターホームページ(<http://gyosei-shiken.or.jp>)に合格者の受験番号を掲載する。

7 その他

受験手続その他の問い合わせは、センター(電話(03)5251-5600)に対して行うこと。